

尼崎市におけるヒアリの対応状況等について

平成 29 年 5 月 26 日に本市臨海部の倉庫に運びこまれた貨物コンテナからヒアリが発見され、見つかったヒアリ（働きアリ 500 匹、羽アリ 7 匹）については、6 月 3 日に燻蒸処理によりヒアリ死滅させています。

本市はこれまで事業者や環境省と協力しながら発見された貨物コンテナ内からヒアリが逃げ出していないことや市域内に定着していないことを確認するため調査を実施するとともに、市民・事業者への対し注意喚起を行うと共に発見時の対応・通報先などについて周知を行ってきました。

なお、現時点において市内で新たなヒアリは発見されていませんが、国内ではヒアリの発見が相次いでいます。産業都市である本市は、海外から物資が持ち込まれる機会が多いことから、今後も引き続き警戒態勢を継続します。

1 尼崎市におけるヒアリ対応状況

(1) モニタリング調査

本市では 2 種類の調査が行われています。市は環境省の調査に協力し、調査地点の選定や調査への立ち会いなどを行ってきました。

発見場所における調査

- ・調査範囲 ヒアリが確認された事業所内
- ・調査方法 粘着トラップによる捕獲及び目視調査（毒餌剤による防除をあわせて実施）
- ・結果

調査名	調査実施日・期間	トラップ設置数	結果
1 次調査	6 月 14 日から 6 月 19 日まで	43 箇所	確認されず
目視調査	6 月 16 日	-	確認されず
2 次調査	6 月 19 日から 6 月 26 日まで	43 箇所	確認されず
目視調査	7 月 6 日	-	確認されず
3 次調査	7 月 11 日から 7 月 18 日まで	43 箇所	確認されず
4 次調査	8 月 29 日から 9 月 1 日まで	50 箇所	確認されず
5 次調査	10 月 3 日から 10 月 6 日まで	50 箇所	確認されず
6 次調査	11 月 14 日から 11 月 17 日まで	50 箇所	調査中

発見地点の周辺 2 km 域内を対象とした調査（広域調査）

- ・調査範囲 発見地点の周辺 2 km 域内における沿道の植栽、緑地、荒地等
- ・調査方法 粘着トラップによる捕獲及び誘引剤（スナック菓子）を用いながらの目視調査
- ・結果

	調査実施日・期間	調査内容	結果
1 回目	8 月 3 日から 8 月 7 日まで	粘着トラップ（44 箇所）	確認されず
	8 月 3 日	目視調査	確認されず
	8 月 11 日	目視調査	確認されず
2 回目	8 月 29 日から 9 月 1 日まで	粘着トラップ（50 箇所）	確認されず
	8 月 29 日	目視調査	確認されず
	9 月 1 日	目視調査	確認されず

(2) 注意喚起・周知

本市では、ヒアリを発見する可能性の高い事業者、被害者が診断に訪れる診療施設、市民に対し注意喚起を行うと共に発見時の対応・通報先などについて周知を行ってきました。

- ・ 業界団体（尼崎港湾協会、尼崎商工会議所、尼崎工業会、尼崎経営者協会、尼崎医師会）へ通知（6月）
- ・ 市報（7月・9月）、本市ホームページ（6月から）への情報掲載

(3) 問い合わせ等への対応

ヒアリに関する問い合わせ頻度は減少傾向にあるものの、依然として週2件程度の同定依頼（捕獲したアリがヒアリかどうか確認してもらいたい）があり、職員が対応しています。同定結果においてもヒアリは発見されていません。

問い合わせ件数

問い合わせ元	件数
市民	149
事業所	64
その他（行政・マスコミ等）	90
合計	303

環境創造課、生活衛生課、保育課、道路維持担当、公園維持課、学校保健課、市民活動推進市民活動推進課（コールセンター）への相談件数

10月31日現在

市民・事業者からの問い合わせ内容

問い合わせ内容	件数
ヒアリに関する動向	34
ヒアリの生態・対応方法	33
同定依頼	154
その他	7
合計	228

庁内からの同定依頼を含む。

2 ヒアリ対策に係る国への要望

ヒアリが定着した場合、重大な被害が生じるおそれがあり、市民が大きな不安を感じており、今後の国の対応として科学的知見に基づく十分な調査及び防除対策が必要です。

また、非意図的に持ち込まれる外来生物について、荷主や通関業者等の防除責務がなく、ヒアリをはじめとする外来生物の侵入を水際で防ぐための法を含む現行制度に問題があることから、平成29年7月28日にこれらについて国（環境省）に対策を要望しました。

3 今後の対応について

(1) 調査について

ヒアリは気温の低下とともに活性が下がるため、寒くなる 11 月以降に調査をおこなったとしても発見される可能性は低い状況にあります。そのため、今年度のモニタリング調査については、11 月に実施中の発見場所における調査をもって終了します。

一方、国の専門家会合では、ヒアリの確認場所では、活動が活発になると考えられている来年度の春以降においても、定着していないことを確認するための継続的なモニタリング調査の必要性が議論されています。本市は、引き続き、環境省に対して継続的な調査の実施を求めるとともに、関係者と協力しながら、ヒアリが市域内に定着していないことを確認します。

(2) 注意喚起・周知

国内各所でヒアリの発見が相次いでおり、ヒアリの国内定着リスクは引き続き高い状態にあると考えられることから、輸入貨物を扱う事業者への注意喚起及び情報提供を今後も継続して行います。また、本市への市民、事業者からの問い合わせも続いていることから、ヒアリの見分け方等についての情報提供や同定を継続して行います。

以 上